

# 長野市国土強靱化地域計画について

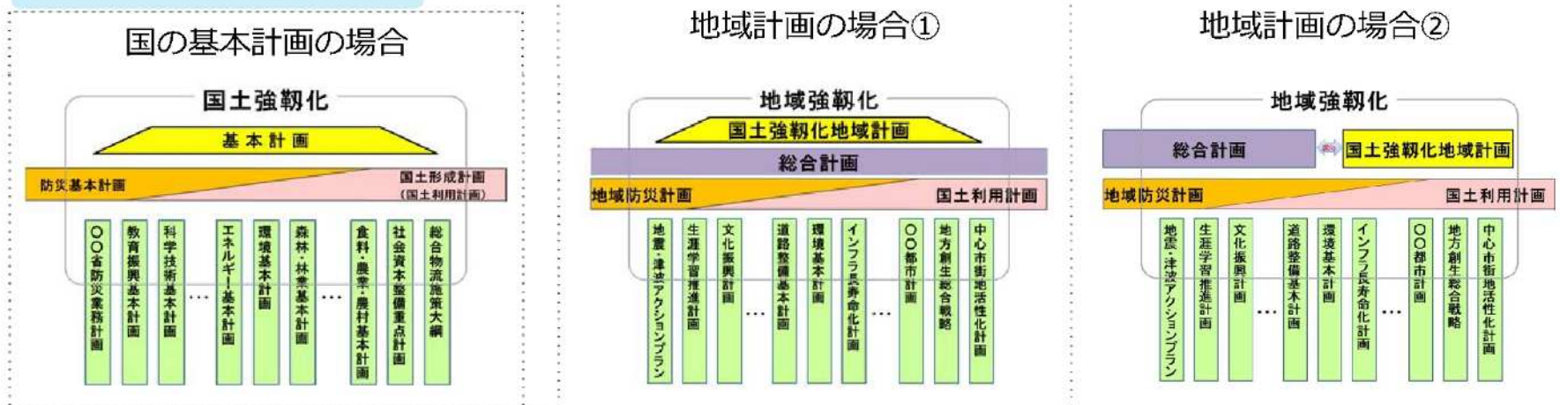
(総務部 危機管理防災課)

## 国土強靱化計画とは

- 国は、国土強靱化基本法において『大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である』として、平成26年「国土強靱化基本計画」を策定。
- 国土強靱化基本計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきもの。  
(他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画)
- 国土強靱化を実効あるものとするため、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。地方公共団体も他の計画等の指針となる地域計画を策定し、強靱な国づくりを総合的に推進する。

【参考】アンブレラのイメージ

国土強靱化地域計画策定ガイドラインより

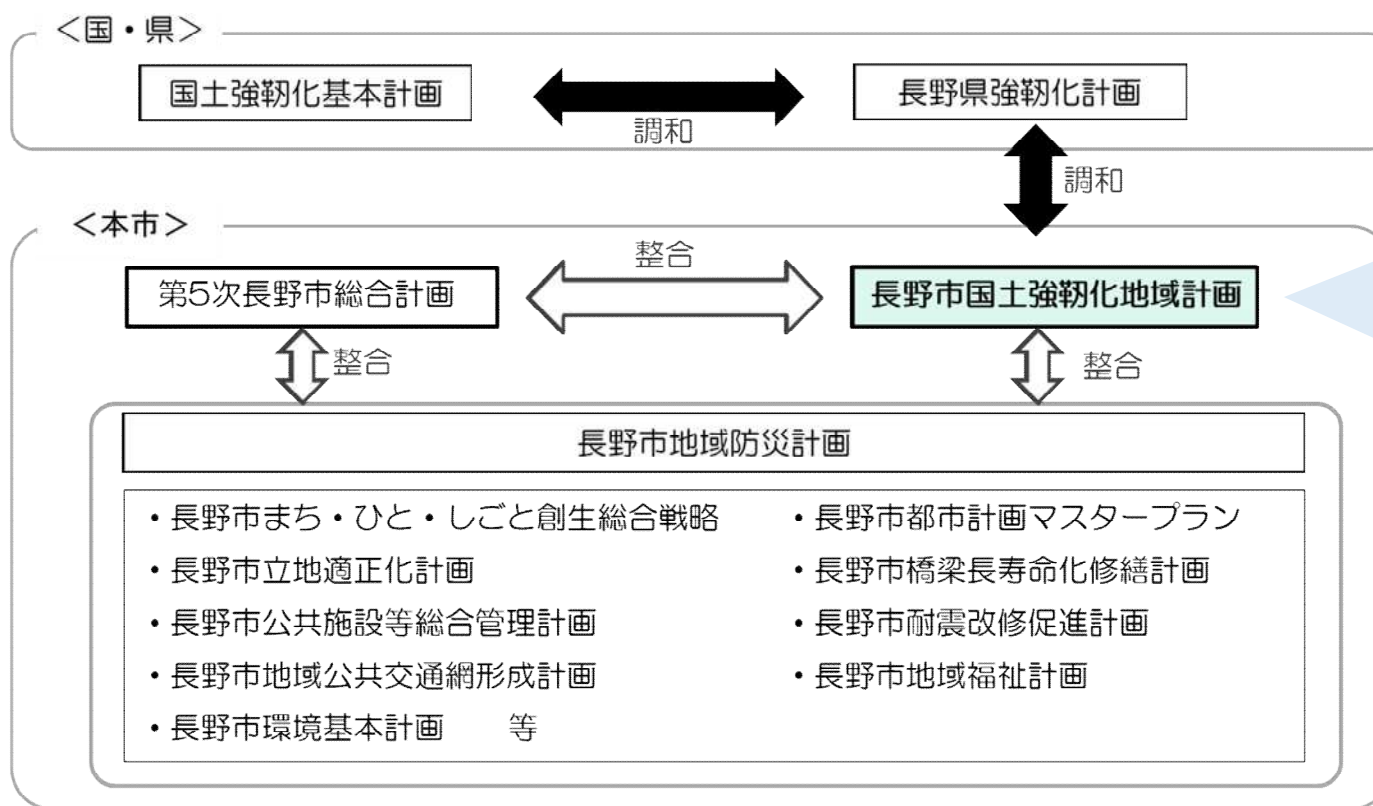


# 長野市国土強靱化地域計画の位置づけ

第1章 本計画の位置づけ 2. 計画の位置づけより

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画として策定するものであり、国「基本計画」及び「県計画」と調和のとれた計画とすると同時に、(本市の最上位計画である)「長野市総合計画」との整合を図りつつ、地域防災力の向上などの具体的な施策を推進するための指針となる計画として位置づけるもの。

■ 国土強靱化にかかる計画の体系



《計画期間》  
令和3年7月～  
令和9年3月

《対象災害》  
大規模な地震・  
火災・風水害・  
土砂災害等の  
大規模自然災害

目指すべき将来の姿

“オールながの”で強靱な地域を創造しよう

《計画策定経過》

- 令和3年4月30日～5月31日 計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見等提出 12人36件)
- 令和3年7月 計画策定
- 令和3年8月 計画公表